

静岡県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定により、行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年1月29日

静岡県公安委員会委員長

松永 由弥子



1 聴聞の期日

令和8年2月12日（木） 午前9時00分

2 聴聞の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館10階

静岡県警察本部内聴聞会場